

ただ今議題となっております、日程第1、議案第64号、八幡市組織条例一部改正案に対し日本共産党八幡市議会議員団を代表して反対討論をおこないます。

条例案は、その説明書の中で3つの内容をあげていますが、私たちが反対する理由は説明の2項目、国民健康保険料・滞納分の徴収事務を京都税機構へ移管することにあります。

京都税機構では、滞納者に対し、預貯金や給与を差し押さえて徴収した事例が急増し、生活を見殺した「滞納処分」「差し押さえ」などが問題になってきました。

私が議会での質疑で明らかにした八幡市内での事例では、所得の低い人が少しずつ貯金していた6万円の通帳から4万円も差し押さえられ、医療にかかる費用を下ろそうとしても下ろすことができなかつた事例が起きました。最低生活費まで差し押さえするのは人権違反であり、憲法の生活保障にも逆行する出来事です。

これまで八幡市は、国保料を税機構に送らず収納業務を市で行っていました。国保料を税機構に送ると、生活を見殺した徴収業務が広がるからです。ところが、今回の条例案が提示されるのとほぼ同時期に、相次いで行き過ぎた徴収業務がおこなわれていたことが発覚しました。どちらも、すでに分納の約束をして支払いをされている方々にたいし、「財産差押予告書」が送付されました。

あなたは国民健康保険料について滞納分があります。

次の期日までに完納するか、納付のご相談をしてください。

期日までに納付も何の連絡もない場合は、法令に基づきあなたの財産について差し押さえを実施します。

このような書面が市長名で市民に送られているのです。何度要請しても支払いのない人に向けてならともかく、分納約束をして支払いをしている人にたいしていきなり送りつける文面とは思えません。支払えない市民の事情よりも、徴収効率を最優先する立場です。こうした対応への反省を求めるとともに、市民と市政の信頼を大事にする行政を求めて、国民健康保険料の滞納分徴収を税機構に送る八幡市組織条例一部改正案への反対討論とします。

ご清聴ありがとうございました。